

つくば市地域福祉計画（第４期）

概要版

計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳から64歳までの生産年齢人口が減少をつづけることは、避けることができない既定の近未来となっています。

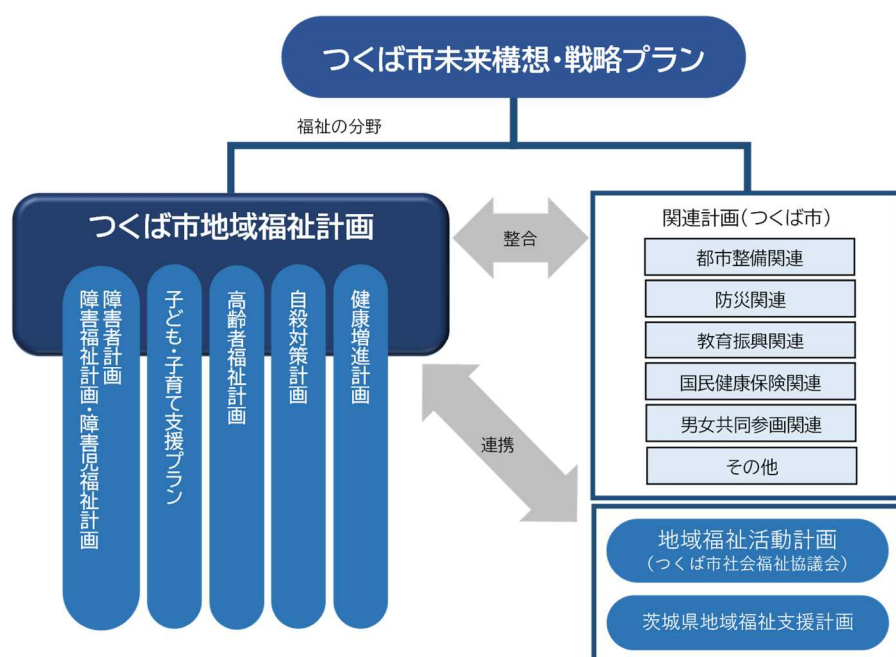
高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。

本市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第３期）」を平成28年（2016年）年３月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第３期計画が最終年度を迎えるに当たり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第４期）を策定することとしました。

計画の位置づけ

つくば市地域福祉計画（第４期）は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。



また、第３期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

計画の期間

つくば市地域福祉計画（第４期）は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和３年度（２０２１年度）を初年度とし、令和７年度（２０２５年度）を最終年度とする５か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和５年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和７年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

計画の策定方法

本計画策定にあたっては、市の現状、アンケート調査結果、民生委員等のヒアリング結果にみえる市民意識、第３期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成２９年厚生労働省社援発１２１２第２号等）に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定に当たっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「未来構想」、「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとのアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第４期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

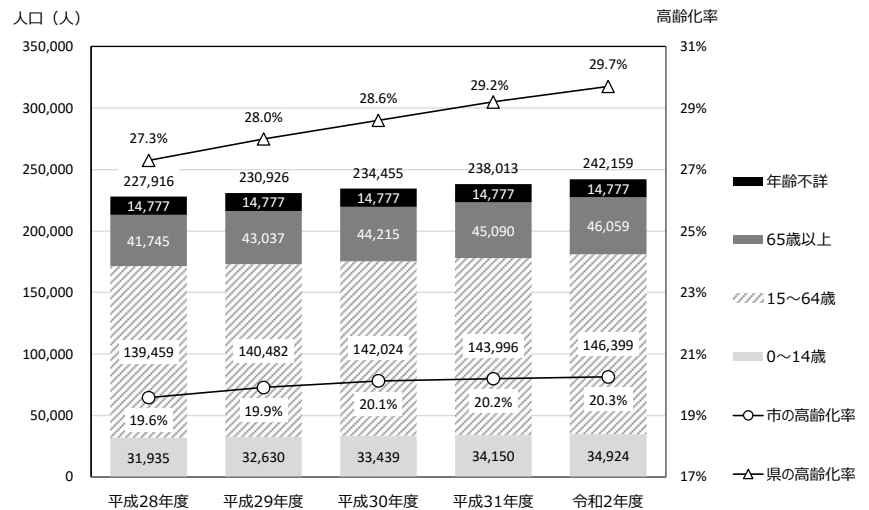
つくば市の現状

(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に 3,000～4,000 人のペースで人口が増加しています。令和 2 年度の総人口は 242,159 人で、平成 28 年度からの 4 年間で 14,243 人増加しました。

人口の増加は、3 区分した全ての年代に渡っており、0～14 歳の年少人口は 2,989 人、15～64 歳の生産年齢人口は 6,940 人、65 歳以上の高齢者人口は 4,314 人の増加となっています。

総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成 30 年度に 20% を超えましたが、その後は年に 0.1% 程度のゆるやかな伸びとなっており、茨城県全体の高齢化率と比較すると 9 ポイント程度低く、その差は拡大する傾向にあります。

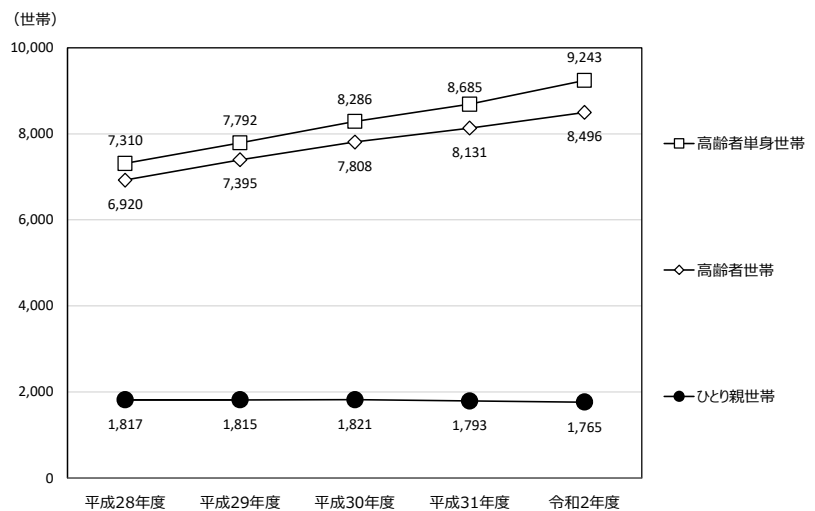


資料：茨城県常住人口調査（各年度 4 月 1 日時点）

(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和 2 年度で、高齢者世帯は 8,496 世帯、高齢者単身世帯は 9,243 世帯と、平成 28 年度からの 4 年間でそれぞれ 1,576 世帯、1,933 世帯増加しています。

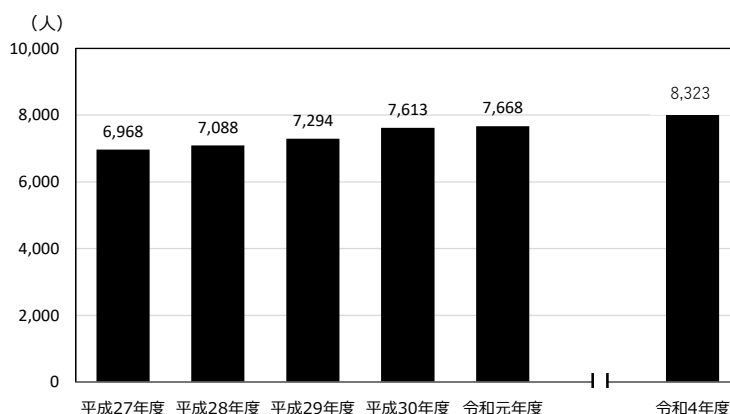
一方、20 歳未満の子どものいるひとり親世帯はゆるやかな減少傾向にあり、令和 2 年度で 1,765 世帯と、平成 28 年度と比較して 52 世帯の減少となっています。



資料：高齢福祉課（高齢者世帯・高齢者単身世帯）、こども政策課（ひとり親世帯）
（各年度 4 月 1 日時点）

(3) 要介護等の認定状況

つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は7,668人と、平成27年度からの4年間で700人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には8,323人になると推計されています。

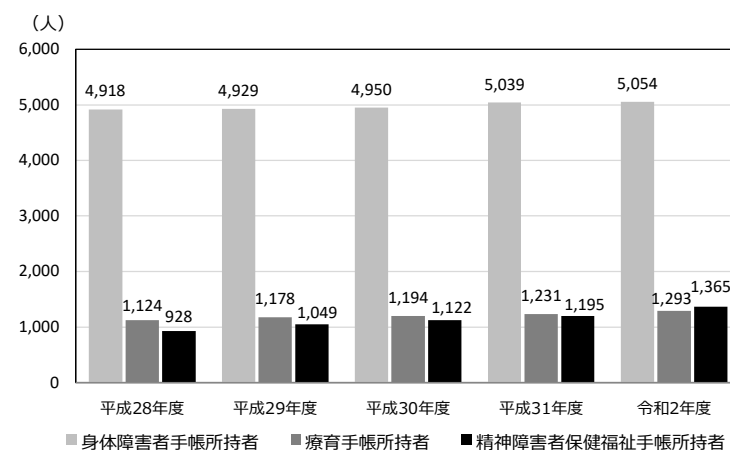


資料：介護保険課（各年度3月31日時点）

(4) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和2年度で身体障害者手帳所持者は5,054人、療育手帳所持者数は1,293人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,365人となっています。平成28年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が437人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ136人、169人となっています。

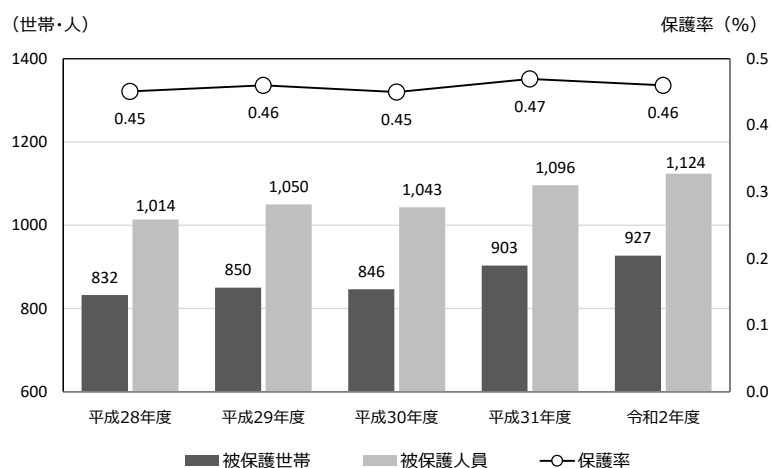
障害者手帳の等級・区分別にみると、令和2年度で身体障害者では1級、療育手帳所持者ではC、精神障害者保健福祉手帳所持者では2級がそれぞれ最も多くなっています。



資料：障害福祉課（各年度4月1日時点）

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯は平成30年度以降増加、被保護人員は平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度で、被保護世帯は927世帯、被保護人員は1,124人となっています。保護率については、平成28年度以降0.45～0.47%の間での安定した推移となっています。



資料：社会福祉課（各年度4月1日時点）

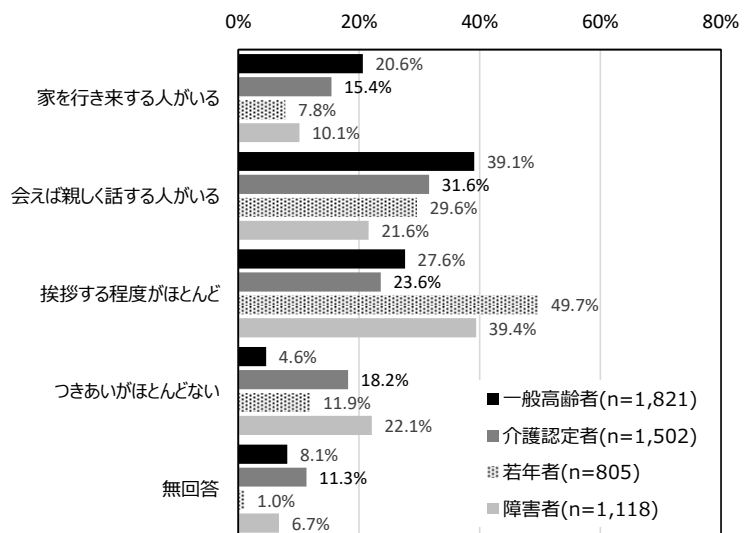
アンケート調査結果にみる市民意識

「つくば市地域福祉計画（第４期）」策定に当たり、市が実施した「未来構想」、「高齢福祉（令和元年度）」、「障害福祉（令和元年度）」、「子ども子育て（平成２５年度、平成３０年度）」、「健康（令和元年度他）」に関するアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価し、地域福祉を充実させていくための主要な課題を明らかにしました。

それらの中から、地域づくりに関係の深い結果を以下に示します。

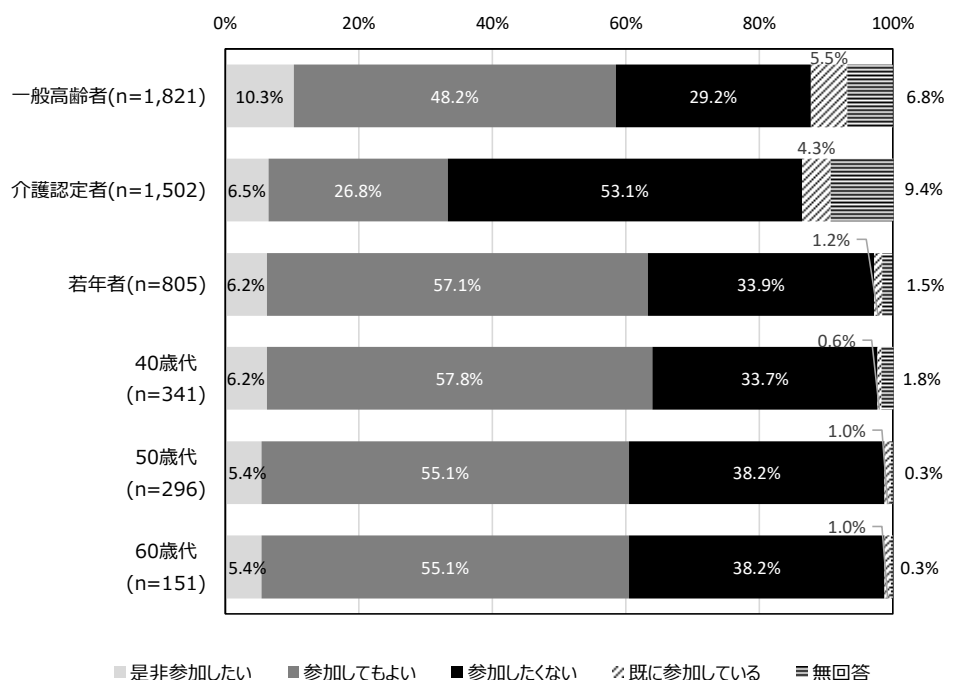
■近所づきあいについて【高齢福祉アンケート】【障害福祉アンケート】

若年層、障害者では近所づきあいが薄い人（「挨拶程度」＋「ほとんどない」）が 60%を超えています。



■地域づくり活動への“参加者としての”参加【高齢福祉アンケート】

地域づくり活動に参加者として（すなわち受け身で）参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね 60%いますが、「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で 10.3%、若年者では 6.2%です。



第 3 期計画の推進状況

調査項目	評価数	前期進捗評価（※1）			方向性（※2）		
		I	II	III	A	B	C
基本施策 1 自立と支えあい、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策 2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策 3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合 計	150	11	138	1	14	135	1
合 計（％）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（※1）Ⅰ：成果は上がっている Ⅱ：一定の成果は上がっている Ⅲ：成果は上がっていない

（※2）A：拡充 B：現状維持 C：縮小（廃止を含む）

計画策定に当たってのポイント

アンケート調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題から、本計画の策定に当たってのポイントが以下の3点に集約されました。

◆ポイント 1 ～地域交流の促進～

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

◆ポイント 2 ～情報発信の進化～

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

◆ポイント 3 ～組織横断的な連携体制の整備～

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21 世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

計画の基本施策

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第 2 期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策 1」に位置づけました。

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

計画の体系

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の促進	地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進 ② 人びとが近隣で支え合える地域の創造 ③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の進化		2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	① 多様なサービス提供主体の参入促進 ② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり ③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり ④ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり ⑤ 福祉サービスの質の向上 ⑥ 権利擁護のための支援の充実 ⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
3 組織横断的な連携体制の整備		3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援 ② 市民の健康づくりのための活動の推進 ③ 地域で安心して子育てができる環境づくり ④ 防災・防犯対策の充実 ⑤ 就労支援の充実 ⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり ⑦ 居宅支援のまちづくり ⑧ 移動手段の確保 ⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化

つくば市地域福祉計画（第4期）概要版

令和3年（2021年）3月

発行：つくば市 保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（代表）